

労働にいがた

WORKING NIIGATA

2021
3

Vol.387



新潟県

〒950-8570 新潟県中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511 (代表) しごと定住促進課/職業能力開発課/労働委員会事務局
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1225742470152.html

Contents

お知らせ	令和3年度予算案に基づく県労働関係施策の概要について … 1	募集 その他	令和2年労働組合基礎調査結果のお知らせ …… 6
	障害者の雇用をお考えの企業の皆様へ …… 2		新卒者の職場定着について …… 6
	障害者雇用率制度について …… 2		県と社労士会が包括連携協定を締結 …… 7
	女性・シニア人材の活用を考えませんか?(短時間就労) …… 3		えるぼし・くろみん認定制度を利用しませんか …… 7
	3月は「新潟県自殺対策強化月間」です …… 3		労働相談Q&A …… 8
	最低賃金ポスター受賞作品決定 …… 4		第47期労働委員会委員が任命されました …… 8
	新潟県の特定最低賃金のお知らせ …… 4		経済指標 …… 8
	県立テクノスクールからのお知らせ …… 5		

お知らせ

令和3年度予算案に基づく県労働関係施策の概要について

県では、県民の皆様がいきいきと働けるよう、令和3年度において、主に以下のような施策を進めていくこととしております。

働きやすい職場づくり

- ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとした働き方改革の取組を総合的に支援します。
- 働き方改革に対する社会的な理解を深めるとともに、働きやすい環境の整備を推進するため、「わくわくワークにいがたキャンペーン」を展開します。

女性・高齢者等の新規就業

- 現在職に就いていない女性・高齢者等を掘り起こし、就業へと誘導することにより、人材不足分野などにおける働き手の確保を支援します。また新たに、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方向けのWebページを増設し、職種転換を含めた個別相談等を実施します。

障害者雇用

- 障害者の雇用促進に向け、職場実習や職業訓練による就労支援や、特例子会社の設立、障害者雇用を推進する中小企業などの取組に対する支援を実施します。
- 企業に対する助言等を行うコーディネーターの派遣を行います。

IT企業人材確保事業

- 県内IT企業に採用されたIT業務未経験者に対する合同研修や首都圏でのIT人材マッチングを実施し、IT人材の育成・確保を支援します。

U・Iターン就職の推進

- LINEを活用した登録者の学年等に応じたタイムリーな就職支援・企業情報等の発信や、学生・社会人と県内企業とのマッチング、県内で就職活動等を行う県外学生の交通費・宿泊費の支援等により、県内へのU・Iターン就職を推進します。
- 県外大学の就職支援担当者に新潟県の産業や企業の魅力をPRするイベントを開催します。
- 県外学生のインターンシップ参加及び県内企業のインターンシップ受入れを促進します。
- 協定締結大学の協力を得て、大学1～2年生を対象としたU・Iターンイベント等を実施します。
- 県外大学に進学した県内出身学生のネットワークを構築し、交流イベントやSNSを通じた継続的な情報発信を実施します。
- 若者(特に女性)の本県へのU・Iターンを促進するため、ターゲットや検討段階に応じた新潟暮らしの魅力や暮らしやすさなどの情報を戦略的に発信します。
- 移住支援金の対象求人サイトの機能を持つ「新潟企業情報ナビ」の認知度向上により、企業の情報発信力の強化を図ります。
- U・Iターン相談窓口を「暮らし」と「しごと」の総合相談窓口として一本化、新たに「にいがた暮らし・しごと支援センター」を設置し、求職や住まい探しなど一人ひとりのニーズに応じた伴走型支援を実施します。

【障害者の雇用をお考えの企業の皆様へ】 障害者就業・生活支援センターにご相談ください

県内に7か所ある障害者就業・生活支援センターでは、就職希望や在職中の障害のある方に対し、職場実習[※]のあっせんや職場定着に向けた支援を行うほか、企業に対して、障害特性を踏まえた雇用管理について助言を行っています。

自社でどのような業務に従事してもらうか、雇用に当たり配慮が必要となる点など障害者雇用に関することは、お近くの障害者就業・生活支援センターにお気軽にご相談ください。

障害者就業・生活支援センター	所在地	電話番号
アシスト	新発田市島潟1454	0254-23-1987
らいふあっぷ	新潟市西区上新栄町1-3-9	025-250-0210
ハート	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-0860
こしじ	長岡市来迎寺1864	0258-92-5163
あおぞら	十日町市本町2-333-1	025-752-4486
さくら	上越市寺町2-20-1	025-538-9087
あてび	佐渡市三瀬川382-7	0259-67-7740

※県では、障害者就業・生活支援センターを窓口として職場実習を受け入れていただいた企業に対し、協力費(1,000円/日)を支給しています。職場実習は、障害のある方に適した仕事や課題の明確化に有効ですので、ぜひご利用ください。

 しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5270

障害者雇用率制度について

障害者雇用率制度について、法定雇用率が令和3年3月1日から以下のように変わりました。

	法定雇用率	
	令和3年2月28日まで	現行
民間企業	2.2% →	2.3%

○留意点

法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わりました。

※短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満となる人)は、1人をもって0.5人の労働者とみなします。

※精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者は、0.5でなく1とカウントします。

- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

ただし、上記要件を満たす場合であっても対象外となる場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

◎詳細は最寄のハローワークまたは新潟労働局職業対策課(025-288-3508)までお問い合わせ下さい。

(参考)

	法定雇用率	
	令和3年2月28日まで	現行
国、地方公共団体等	2.5% →	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% →	2.5%

 新潟労働局 職業対策課 025(288)3508

短時間就業等を希望する女性・シニアを「働き手」として考えてみませんか？

個人の事情やライフスタイルに応じた短時間就業といった働き方ができる機会が広がれば、育児等で仕事を離れていた女性や一度退職した高齢者に、新たな人材として活躍してもらえるチャンスが広がります。

人材確保策の一つとして、また、働き方改革により人手が不足する部分のサポートとして、人材活用を考えてみませんか？

女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト「にいがたアクティ部」

(国の地方創生推進交付金を活用し、県が民間事業者に委託して実施)

- ・販売関連、生活関連サービス、宿泊・飲食サービス、送迎運転・配達業務、製造業全般など人手不足の分野や職種に幅広く対応しています。
- ・詳しくは、下記の URL をご覧ください。
<https://www.niigata-active.com/>

令和2年度に実施した主な事業主向け事業

- ・業務の切り出しセミナー
 - ・ミドル・シニア向け合同企業説明会
 - ・ミドル・シニア向けおしごと体験会
 - ・個別相談・支援 等
- ※いずれも無料で実施しています。お気軽にお問い合わせください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部イベントを中止している場合があります。

☎ しごと定住促進課 雇用対策班 025(280)5270

3月は「新潟県自殺対策強化月間」です

新潟県は自殺の多い県の一つで、働き盛り世代の男性と高齢者の自殺が多い傾向にあります。

日々の生活の中で、悩みがあって眠れない、ストレスを感じてイライラするなど、こころとからだの不調が起こることがあります。

つらい気持ちを誰かに話すことでつらさが和らぐことがあります。一人で悩まず、家族や信頼できる友人、職場の同僚などに話してみてください。周囲の人に話しにくいときは、『新潟県こころの相談ダイヤル』をご利用ください。

また、身近な方の様子がいつもと違うな、と気づいた時は「どうしたの？私で良ければ話を聞くよ」と声をかけてください。

新潟県こころの相談ダイヤル

ナビダイヤル なやみ なしにいがた
0570-783-025 受付時間：毎日24時間



ひとりでも悩まないで。

※秘密は固く守られます。

☎ 障害福祉課 いのちとこころの支援室 025(280)5201

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

① 国の制度だから安全・安心!

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

お知らせ

最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品が決定しました!

令和2年12月17日、新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室において、令和2年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストの表彰式が行われ、応募総数62点の中から受賞作品6点が表彰されました。

新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストは、改正された最低賃金の周知のためのポスターデザインを県民の皆様から募集しているもので、今回で16回目の開催となりました。

最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品



最優秀賞

(新潟地方最低賃金審議会会長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校
蓮池 佳音 さん

優秀賞

(新潟労働局長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校
坂上 碧羽 さん

優秀賞

(新潟労働局長賞)



新潟県立新潟商業高等学校
山崎 壮大 さん

優秀賞

(新潟労働局長賞)



新潟県立新潟商業高等学校
竹田 翼 さん

優秀賞

(新潟労働局長賞)



日本ビジネス公務員専門学校
丸山 高広 さん

特別賞

(新潟県産業労働部長賞)



長岡公務員・情報ビジネス専門学校
土屋 美玲 さん

☎ 新潟労働局 労働基準部 賃金室 025(288)3504

お知らせ

新潟県の特定最低賃金のお知らせ

特定最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造	910円	令和2年12月30日
新潟県各種商品小売業最低賃金	引き続き 842円	令和元年12月31日
新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	920円	令和2年12月18日

※最低賃金に関するお問合せは ☎ 新潟労働局 賃金室 025(288)3504 又は最寄りの労働基準監督署まで

新潟県立テクノスクールからのお知らせ

1 公的職業訓練（ハロートレーニング）を受講された方の採用について

◎就職活動中の方々に対する就職支援として、公的職業訓練（以下、「ハロートレーニング」）による知識や技能等の習得を推進しています。

ハロートレーニングは、県内4か所の県立テクノスクール（新潟・上越・三条・魚沼）、ポリテクセンター（長岡）、厚生労働省の認可を受けた民間教育機関において実施しています。

例えば、溶接、電気工事、建設・建築、パソコン、IT、簿記、介護、その他様々なコースがあり、仕事に必要な知識や技能を習得するため、多くの方が受講しています。

ハロートレーニングを受講された方の採用を希望される場合はお近くのハローワークにご相談ください。

◎企業実習の受入れ企業も募集しています。

新潟県立テクノスクールでは座学と企業実習を組み合わせた「デュアルシステム訓練（略称：DS）」を実施しています。

知識や技能を身につけた受講者の企業実習を受け入れていただける企業を募集しています。また、訓練修了後に受講生を直接採用することも可能です。

企業実習を受け入れてハロートレーニングで実践的な知識や技能を身につけた方を採用しませんか。

デュアルシステム訓練（DS）の実施状況は下記のホームページをご覧ください。

県立テクノスクール URL : <http://www.techno.ac.jp/>

 職業能力開発課 企画係 025(280)5262

2 スキルアップを支援します

県立テクノスクールでは、企業の従業員の方などを対象に短期間（標準12時間）の『在職者訓練』を随時実施しています。受講しやすいように休日、夜間のコースもあります。また、地域ニーズなどを踏まえ、テクノスクールがあらかじめ設定するコース以外にも、各種団体・企業の要望に対応して、内容や時間を設定するオーダーメイドコースもあります。

業務に必要な知識・技能や最新技術の習得など、従業員の方のスキルアップにお役立てください。

現在、受講者を募集しているコースは、県立テクノスクールホームページでご確認下さい。

◎ 在職者訓練コースの一例

● 新入社員向けコース

新入社員向け基礎講座（機械、電気、マナーなど）

● IoTコース

IoTに関する基本コースの実施

● 基本的なコース

測定・品質検査、金属加工、建築大工、配管、電気制御、溶接、3D-CAD・CAM、3Dプリンタ など

● 技能検定及び資格取得対策コース

機械加工、金属熱処理、機械検査、電気工事士、溶接ロボット教示 など



©2010 県立テクノスクール

◎ 受講料（1コースあたり）

● 実技コース：4,700円

● 学科コース：2,900円

問い合わせ先

新潟テクノスクール	TEL 025-247-7361	FAX 025-247-7363
上越テクノスクール	TEL 025-545-2190	FAX 025-545-2193
三条テクノスクール	TEL 0256-38-8520	FAX 0256-38-8220
魚沼テクノスクール	TEL 025-794-2410	FAX 025-794-2411

<http://www.techno.ac.jp>

テクノスクール

検索

 職業能力開発課 指導係 025(280)5262

令和2年労働組合基礎調査結果のお知らせ

県内の労働組合員数は前年比0.9%減の159,398人

全労働組合員数に占めるパートタイム労働者の割合は12.1%

厚生労働省では、労働組合の状況を明らかにするため、毎年6月30日を基準日として、国内すべての労働組合を対象に「労働組合基礎調査」を実施しています。このたび、県内分を取りまとめましたので、その概要を紹介します。

○労働組合数・組合員数について

令和2年の県内の労働組合数は、976組合で、前年に比べ17組合減少しました。

また、労働組合員数は159,398人で、前年に比べ1,446人減少しました。

なお、労働組合員数のうちパートタイム労働者は19,257人で、前年に比べ802人減少し、全労働組合員数に占める割合は12.1%となりました。

労働組合数及び組合員数の推移

※()内は全労働組合員数に占める割合

年	組合数	組合員数		対前年増減数	
			うちパート*	組合数	組合員数
平成28年	1,072	163,838人	19,384人(11.8%)	▲19	783人
平成29年	1,056	163,130人	19,392人(11.9%)	▲16	▲708人
平成30年	1,021	162,379人	20,451人(12.6%)	▲35	▲751人
令和元年	993	160,844人	20,059人(12.5%)	▲28	▲1,535人
令和2年	976	159,398人	19,257人(12.1%)	▲17	▲1,446人

☎ しごと定住促進課 労政企画係 025(280)5260

新卒者を定着させ「人財」に育てましょう!

ハローワークでは、学校在学中から就職、定着支援までの一貫した支援を行っております。

しかし、平成29年3月に卒業した新規学卒者の卒業後3年以内の離職率は、大学卒は31.2%、(前年度と同)、短大・専修学校等卒は40.6%(前年比2.3P上昇)、高校卒は34.9%(前年比0.4P上昇)となり、依然として高い状況にあり、人間関係、仕事内容や労働条件などの悩みを抱え離職するケースなどがみられます。

このため、入社後は、上司や同僚によるコミュニケーションを積極的に図っていただくとともに、労働条件を見直しユースエール認定※を取得する等、新卒者等の定着につながるきめ細やかな御配慮をお願いいたします。

また、「せっかく新卒者を採用したのに、すぐに辞めてしまう」といったようなお悩みがありましたら、ぜひハローワークにご相談ください。

※ユースエール認定企業

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

県内認定企業20社(令和3年1月末現在)。【https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/list/ouen/_120220.html】

■平成29年3月新規学卒者の卒業後3年以内離職率

	大学卒	前年比	短大・専修 学校等卒	前年比	高校卒	前年比
新潟県	31.2%	0.0ポイント	40.6%	+2.3ポイント	34.9%	+0.4ポイント
全国	32.8%	+0.8ポイント	43.0%	+1.0ポイント	39.5%	+0.3ポイント

☎ 新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 または最寄りの各ハローワーク

新潟県と新潟県社会保険労務士会は包括連携協定を締結しました ～誰もが活躍できる働きやすい環境づくりを推進します～

県は新潟県社会保険労務士会と、誰もが活躍できる働きやすい環境づくりを進めるため、包括連携協定を締結しました。本協定に基づき、以下を含めた取組を順次実施していきます。

◎具体的な取組事例

- ・ 社会保険労務士の持っているチャンネルや知識・経験を生かした県内企業への働きやすい環境づくりの提案及び県施策の周知等
- ・ 大規模災害時や緊急事態宣言時等における労働問題、労働保険、助成金申請等にかかる相談窓口の設置
- ・ 大学、高校等でのワークルール出前授業の実施



花角知事・水戸会長による協定締結式の様子(令和3年1月27日 新潟県庁)

◎お問い合わせ先 ☎ しごと定住促進課 労政企画係 025(280)5260

募集

えるぼし・くるみん認定制度を利用しませんか？

◎えるぼし認定とは

えるぼし認定は、女性活躍推進法に基づき、一定の要件を満たした場合に、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業であると厚生労働大臣が認定する制度です。また、プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定を受けた企業が、より高い基準を満たした場合に、特に優良な企業であるとして認定する制度です。

プラチナえるぼし認定マーク



◎くるみん認定とは

くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の要件を満たした場合に、優良な子育てサポート企業として、厚生労働大臣が認定する制度です。また、プラチナくるみん認定は、くるみん認定を受けた企業が、より高い基準を満たした場合に、特に優良な企業であるとして認定する制度です。

えるぼし認定マーク



◎認定取得のメリット

認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、「女性の活躍を推進している企業であること」、「子育てサポート企業であること」を対外的にアピールすることにより、優秀な人材の確保と定着の促進、企業イメージの向上を図ることが期待できます。

プラチナくるみん認定マーク



また、公共調達において加点評価を受けることができる場合があります。さらに、えるぼし認定では、日本政策金融公庫による低利融資の対象にもなります。

くるみん認定マーク



昨今このようなメリットが広く知られるようになったことから、認定を取得する企業は増加しています。新潟県内で、えるぼし認定企業は **11社**、プラチナくるみん認定企業は **8社**、くるみん認定企業は **55社** に上ります。(令和2年12月末時点)

◎制度内容、申請方法など詳しくは [えるぼし認定 新潟労働局](#) [検索](#) [くるみん認定 新潟労働局](#) [検索](#)

又は下記お問い合わせ先までご相談ください。申請から認定取得までサポートいたします。

◎お問い合わせ先 ☎ 新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3511

労使協定の締結における労働者の過半数代表者について

Q 中小企業の事業主です。当社では、これまでは、従業員に法定労働時間内で勤務してもらうことで仕事を回すことができました。しかし、新年度からは、残業する必要が出てくるので、労使協定を締結しなければならないと思っています。ところが、当社には労働組合がありません。このような場合、労使協定はどのように締結すればよいのでしょうか？

A 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては、労働者の過半数を代表する者と書面による協定を行うこととなります。

Point.1 協定の締結、届出

従業員に残業を命ずるには、労働基準法第36条に規定する協定を締結し行政官庁に届け出る必要があります。

この協定の締結について、使用者は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と書面による協定を締結することとなります。

Point.2 過半数代表者の要件

過半数代表者は、①労働基準法第41条第2号に規定する監督・管理の地位にある者でないこと、②協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続によって選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないことの要件を満たす者となります。(労働基準法施行規則第6条の2第1項)

また、挙手等とは、労働者の話し合い、持ち回り決議等労働者の過半数が当該者の選任を支持していることが明確になる民主的な手続が該当するとされています。(平成11年3月31日基発第169号)

Point.3 不利益取扱の禁止

使用者は、労働者が過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと、過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱をしないようにしなければなりません。(労働基準法施行規則第6条の2第3項)

第47期労働委員会委員が任命されました

令和3年2月1日付けで第47期労働委員会委員が次のとおり任命されました。委員の任期は2年間です。

会長には櫻井 英喜委員、会長代理には櫻井 香子委員が労働委員会臨時総会で選出されました。



- 公益委員(大学教授、弁護士など)
櫻井 英喜(再任)、櫻井 香子(再任)、田中 恒彦(再任)、
岩淵 浩(再任)、目黒 千早(再任)
- 労働者委員(労働組合役員など)
橋本 義明(再任)、桑原 典子(再任)、牧野 茂夫(再任)、
片原 匡郁(再任)、砂長 勉(再任)
- 使用者委員(会社役員など)
那須野 眞智子(再任)、徳武 裕一(再任)、酒井 春男(新任)、
廣澤 藤幸(新任)、小出 清(新任)

労働委員会では、労働者個人(正社員、パートなど雇用形態を問わず)と使用者との間に発生した労働に関するトラブルの解決を図る、**個別労働関係紛争あっせん**を行っています。
また、労働条件その他の問題について、労働組合と使用者の交渉がうまくいかず、当事者による自主的な解決が難しい場合には、**労働争議の調整**をご利用ください。
労働委員会の制度利用に費用はかかりません。秘密は固く守られます。

☎ 労働委員会事務局 総務課 025(280)5544 又は 025(280)5546

経済指標

	現金給与と総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍) *季節調整値		完全失業率(%)	企業整備離職者 [※] (人) *倒産・廃業、人員整理に伴う離職者数
	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県	全国	新潟県
令和2年9月	269,323	244,089	262,426	241,932	135.9	144.3	9.1	8.4	1.03	1.18	3.0	277
10月	270,381	248,603	264,982	243,822	141.1	147.5	9.6	8.9	1.04	1.17	3.1	191
11月	280,460	256,844	263,349	242,905	138.1	145.6	9.7	9.1	1.06	1.21	2.9	61
前年同月比	▲1.7%	3.9%	▲0.9%	3.9%	▲2.7%	0.2%	▲10.2%	▲10.8%	▲0.51ポイント	▲0.39ポイント	0.7ポイント	▲66.1%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模5人以上)						厚生労働省 職業安定部		総務省統計局		新潟労働局 職業安定部	